

令和8年2月24日 議員全員協議会記録

1. 招 集 年 月 日 令和8年2月24日

1. 招 集 の 場 所 議員協議会室

1. 開 会 令和8年2月24日
午前8時30分

1. 閉 会 令和8年2月24日
午前9時30分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき
2 番 大 森 揚 子
3 番 山 下 昌 和
4 番 宇都宮 久見子
5 番 (欠 員)
6 番 宇都宮 俊 文
7 番 加 藤 美 香
8 番 中 村 一 雅
9 番 河 野 清 一
10 番 山 本 英 明
11 番 竹 崎 幸 仁
12 番 小 玉 忠 重
13 番 源 正 樹
14 番 井 関 陽 一
15 番 二 宮 一 朗
16 番 兵 頭 学
17 番 森 川 一 義
18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 説明のため出席した者の職指名

市 長 管 家 一 夫
副 市 長 酒 井 信 也
総 務 部 長 山 住 哲 司
福祉事務所長 長 野 静 香
総 務 課 長 山 崎 徳 博
長寿介護課長 兵 頭 俊 也
総務課長補佐 岡 本 夕 佳
長寿介護課長補佐 竹 中 千 恵
総 務 課 係 長 山 下 元 紀
長寿介護課係長 末 光 文 治

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 池 田 いずみ
事 務 局 次 長 瀧 川 健 二
庶 務 係 主 任 中 廣 良 樹

1. 協 議 案 件

1 行政案件

- ① 議案第5号「西予市職員の管理職手当の特例に関する条例制定について」
- ② 議案第13号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」

2 議会案件

(省略)

1. 協 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午前8時30分

○兵頭副議長

開会を告げるとともに議長に挨拶を促す。

○宇都宮俊文議長

宇都宮俊文議長が挨拶を行う。

○兵頭副議長

管家市長に挨拶を促す。

○管家市長

管家市長が挨拶を行う。

○兵頭副議長

これよりの進行を議長に委ねる。

【行政案件】

○宇都宮俊文議長

それでは初めにお諮りしたいことがあります。

行政からの本日の説明案件で、議案第5号は非公開としたいという申出がありました。西予市議会議員全員協議会取扱規程第5条第1項の規定に基づき、皆様にお諮りいたします。

議案第5号は非公開としたいと思います。このことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮俊文議長

異議なしと認め、議案第5号の議案説明は非公開といたします。

【非公開案件】

(非公開)

○宇都宮俊文議長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前8時38分)

〔傍聴者入室〕

○宇都宮俊文議長

再開を告げる。(再開 午前8時39分)

次に、議案第13号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」の説明をお願いいたします。

○兵頭長寿介護課長

本議会に上程させていただきました議案第13号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

令和7年第4回定例会において、西予市財政危機脱却プランに基づき市の財政立て直しを図るため、西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費

助成事業の3年間停止に関する条例改正案を上程いたしました。この結果を真摯に受け止め、制度の存続を前提とした持続可能な見直し案について、改めて再検討を重ねてまいりました。

資料を提出しておりますので御覧ください。

本事業の近年の利用実態を精査しましたところ、以下の点が明らかになりました。まず、利用回数ですが令和5年度及び6年度のデータでは、全申請者の約8割が年間12枚までの利用にとどまっております。また、申請者の約3割の方は、実際には1度も利用されておられません。利用者の年齢層を見ますと、65歳から74歳の方の利用実態は極めて限定的である一方、75歳以上の後期高齢者の方々が大部分を占め、年間を通じて継続的に利用されているという実態がございます。これらの分析を踏まえ、市といたしましては、本事業が特に後期高齢者の皆様の健康の保持及び増進に寄与していることを再確認し、事業の休止ではなく、実態に合わせた最適化を図ることといたします。将来にわたって持続可能な福祉制度を堅持し、同時に財政の健全化を両立させるため次の変更を提案いたします。具体的には、年間の助成回数を現行の24回から利用者の約8割の利用実態に即した年間12回へと変更いたします。年齢による制限の強化は今回は行わず、現行の対象範囲を維持いたします。本改正は、真に支援を必要とする方々への継続性を確保しつつ、限られた財源を効率的に運用するための苦渋のかつ前向きな選択でございます。

以上、本議会に上程させていただきました議案第13号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」の説明とさせていただきます。

長寿介護課からの報告といたします。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○宇都宮俊文議長

説明は終わりましたが、何か質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮俊文議長

ないので以上で終わりたいと思います。

それでは行政からの協議事項は以上となります。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前8時43分)

○宇都宮俊文議長

再開を告げる。 (再開 午前8時 43 分)

【議会案件】

(省略)

○兵頭副議長

閉会を告げる。

閉会：午前9時30分

【署名】議長： 宇都宮俊文